

## 告 示

### 埼玉県告示第百二十一号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和七年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

猪俣 俊晴	久保田 達巳	上林 潔	楠元 恵一	渡邊 文絵	医師の氏名
視覚障害	肢体不自由、じん臓機能障害、呼吸器機能障害	視覚障害	肢体不自由	肢体不自由	指定障害区分
猪俣眼科医院	医療法人社団友希会 くぼた医院	医療法人社団豊栄会 松伏眼科クリニク	医療法人 蕨セントラル整形外科	医療法人啓仁会 所沢ロイヤル病院	医療機関の名称
所沢市小手指町三―三十 一―十三	児玉郡上里町大字神保原 町二千二百十八―一	北葛飾郡松伏町大字上赤 岩八百四十一―一―二	蕨市中央一―十七―三十 五クリエイトビル二階	所沢市北野三―一―十一	医療機関の所在地
令和七年二月二十一日	令和七年一月二十七日	令和七年一月一日	令和六年十二月三十一日	令和六年一月三十一日	辞退年月日